

意見書

我が国の所得税法における「必要経費」と共稼ぎ世帯の保育料

三木義一

博士（法学・一橋大学）
（青山学院大学名誉教授）

目 次

はじめに	3
一 日本の所得税法における「必要経費」を考える前提（その1） ——「所得」「家事費」等の概念の整理	4
二 日本の所得税法における「必要経費」を考える前提（その2）	8
1 税制以外で問題を解決しているケース	9
2 税法レベルでの取り扱いと保育料	9
(1) 税法と女性労働	10
(2) 税法上の優先的控除としての保育費	10
(a) アメリカ	11
(b) イギリス	11
(c) フランス	11
(d) ドイツ	12
(e) スウェーデン（RUT 控除）	12
三 日本の所得税法における「必要経費」を考える前提（その3） ・・・定義規定の国際比較	13
(a) アメリカ	13
(b) フランス	14
(c) イギリス	15
(d) ドイツ	16
四 日本の所得税法における必要経費と保育料	17
(1) 必要経費に業務との「直接関連性」を 求めている定義規定はどこにもない。	17
(2) 日本の必要経費規定の成立経緯からして必要経費の範囲は広い。	18
(3) 直接要件の問題は最高裁ですでに決着がついている。	19
(4) 保育料は家事費ではない。	20
(5) 衣食住にかかる費用でも経費になることがある。	21
(6) 衣食住に関わる支出は経費ではない？ではこれは・・・	22
(7) 本件原告の支出の経費性	22
おわりに	23

はじめに

この意見書は、長年税法の研究に従事してきた一研究者として、「必要経費」一般論を論じるものではなく、日本という国の所得税法の解釈論として、共稼ぎ世帯が事業活動を行うために余儀なくなされる保育料と言う支出が所得税法３７条の「必要経費」と言えるかについて論じるものである。なぜ、必要経費一般論や保育料負担と税法の関係を一般的に論じることが無意味であるかの理由を示すと次の通りである。

１）保育に関わる財政負担をどうすべきかは、様々な制度に連動し、子育てを全くの私的行為と見る極めて古い発想から、社会的に配慮すべき公的性格の強いものとみる考えまで、各国において大きく異なり、所得税法の必要経費のレベルで配慮する以前に、国家の別の法制度の枠内で配慮されたり、それがないため税法で考える場合も、各種所得控除、税額控除等の制度で配慮すれば、わざわざ必要経費で議論するまでもないことだからである。こういう国々の必要経費論を抽象的に参考にして、外国では保育料は必要経費で控除されることはない、等と論じても、それは「木を見て森を見ない浅はかな議論」としか言いようがないからである。

２）しかも、その国の所得税における必要経費を議論する場合にはその国の実体税法の要件規定を精査すべきであり、各国の所得税法では必要経費として控除できる要件がそれぞれ微妙に異なっているからである。つまり、その国の所得税法上の必要経費の要件を精査することなく抽象的に論じるのは誤りだと思われるからである。

具体的には、後述するが、保育料を巡る公的支援の実情は次のように様々であり、日本のように必要経費で考慮するしかなく、しかも実務では否認しているような国はもはやほとんど見当たらない。働く世代の必要経費論ではなく、もはや子育て世代への公的補助へ世界は動いているのに、我が国は実務が今なお必要経費すら否認するという時代錯誤の対応をしており、我が国に劣後するのはそもそも費用経費の規定すらない大半のアフリカ諸国だけになっていることにも気付かないようである。

①直接補助型	韓国、イタリア	無償化
②公的保育充実型	北欧諸国	公的保育と現物給付
③税額控除型	フランス、米国、英国	税額控除
④所得控除型	カナダ、ドイツ、中国	所得控除
	ブラジル、インド	教育費控除として
⑤必要経費否認	日本	
⑥規定しない	大半のアフリカ諸国	

一 日本の所得税法における「必要経費」を考える前提（その１）

——「所得」「家事費」等の概念の整理

所得税法は個人の所得に課税する税制である。同じ「所得」に課税する法人税法と同じであるにもかかわらず「所得」の定義が異なる。

個人の所得税法はその年の「収入すべき金額」（所得税法 36 条）から「必要経費」（37 条）を控除して各種所得を求めるのに対して、法人税法の所得は当該事業年度の「益金」の額から当該事業年度の「損金」の額を控除した金額とされている。

個人の所得は「収入金額」から「必要経費」を求めるのに、法人の場合は「益金」から「損金」を控除して計算するとし、法的概念を別にして定めているのは、法人は 24 時間営利活動のために存在行動しているのに対し、個人は事業活動とは別に私的活動に伴う経済的利益や支出がありうるからである。つまり、24 時間働いている法人の「益金」は法人の活動に伴う無償・有償のあらゆる取り引きが含まれるが、反面、法人の「損金」は法人が支出したものを原則としてすべて含む、というたてまえを取っている。これに対して、個人の場合は、事業活動が 8 時間だとすると、残りの 16 時間は私的生活をしていると考えるから、無償・有償のあらゆる取り引きが個人の事業活動というわけではないので、そのうちの事業に関連する収入と事業に係る支出のみを所得税の対象にするという建前になっているのである。一般の法律家には理解しにくいのが、法人 A が法人 B に無利息で融資した場合は、法人 A は「無利息の役務の提供」（法人税法 22 条 2 項）をしたので「益金」が発生するが、無利息で融資を受けた法人 B は「無償による役務の譲り受け」を受けたのであり、法人税法 22 条には「無償による役務の譲り受け」は益金に含まれていない。したがって、法人 B には課税問題が生じない。これは弁護士等の法律家には理解されがたい論理であるが、次のような理屈から生じるのである。①法人 B は無利息のため通常生じる利息の支払がない。②したがって、損金が減らない＝所得がその分増加している。③そこに、益金まで計上させると所得がさらに増え、二重課税になるからである。やや、難問に言及したが、税法はこのようにプラスとマイナスを連動して考えるのであり、家事費と言われるものが支出してもマイナスにならないのは、対応するプラスもないからであり、これに対して、本来経費であるものを認めない場合は、本来マイナスにすべきものをしないため、それだけで所得を増やし、そこにさらに収入を加算し、所得を二重に課税してしまうことにもなりかねないことに気付いてほしかったからである。

ともあれ、法人税の益金は無利息融資まで含んでいる点からみても、個人所得税の「収入金額」よりも広い概念であり、「損金」も「必要経費」しか控除を認めない所得税法よりも広いものとなっている。

したがって、日本所得税法上の必要経費は法人税法の損金よりは狭いことになるが、他方で、日本所得税法は所得を 10 種類に分類し、利子、配当、一時、譲渡などの所得には必要経費を適用せず、本来経費がありうる給与所得にも年末調整のために必要経費の実額を認めず、「給与所得控除」しか認めていない。したがって、現行法上必要経費が適用されるのは、本件の原告の所得のように「事業」所得を中心とするものになっており、その規定内容は法人税法の損金と極めて類似するものになっている。

まず所得税法 37 条 1 項は次のように規定されている。

第三十七条 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、
これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及び

その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

次に法人税法 22 条 3 項は

- 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
 - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

所得税法では、法人税法 22 条 3 項の「資産損失」を 51 条で別個に規定するほかは基本的に法人税法の損金規定と基本的に同じであることに留意しておく必要があるのである。

そうすると、所得税法と法人税法の大きな違いは所得税法 45 条「家事費」との峻別

だけになる。

（家事関連費等の必要経費不算入等）

第四十五条 居住者が支出し又は納付する次に掲げるものの額は、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの
（以下、略）

政令としては所得税法施行令96条が次のように規定している。

（家事関連費）

第九十六条 法第四十五条第一項第一号（必要経費とされない家事関連費）に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

この規定内容からすると、対立する概念は「家事上の経費」である。この家事上の経費とは何か、定義規定があるのかをいくら調べてみても出てこない。一体、家事上の経費とは何なのかを諸外国の定義規定を調べてもなく、結局、家計の支出から必要経費として控除されなかった部分に他ならないことになる。他方で、「家事」に係わる支出だとしても、家事そのものが時代と共に変わっていく。子守は女性の仕事だ、女性は家で育児に専念するのが家事だと理解されていたら、そういう時代には保育料などを出す必要もなく、他方で、収入もないことになる。

「家事」上の経費という概念を使って想定していると、家事の範囲が人によって、時代によって異なるので、合理的な基準になり得ないのである。この点については、今から30年前、カナダ最高裁でベビーシッター（乳母）の雇用費用の「必要経費」性が争われた事案があり、一審では必要経費性が認められたものの、最高裁の多数意見では否定された事案がある（*Symes v. Canada*, [1993] 4 S.C.R. 695）。しかし、ふたりの女性裁判官が反対意見を述べ、クレール・ルールー＝デュベ裁判官（Justice Claire

L'Heureux-Dubé) が次のように述べていた。

「・・・過去 40 年間で、労働市場と家族構造の両方に劇的かつ根本的な変化が生じた。現在では、ごく幼い子供を持つ女性を含め、大多数の女性が労働力に加わっている。法律の解釈は、変化し続ける社会情勢に合わせて、時とともに変化し得るものである。さらに、憲法の価値観の尊重は、法令解釈において最優先されなければならない。法令は是正的なものとみなされ、したがって、公正かつ広範で寛容な解釈が与えられるべきである。過去において、事業経費として控除可能な範囲は絶えず拡大され、多岐にわたる支出が含まれるものとされてきた。事業に関連して発生した正当な経費は、すべて事業経費として控除することができる。「事業経費」の伝統的な解釈は、実業家の経験や彼らが事業を行う方法を反映するように形成されてきた。しかし、現代のビジネス界では男女ともにますます活躍しており、「事業経費」の意味は、この分野のすべての参加者の経験を考慮に入れなければならない。育児支援は、女性が収入を得る能力にとって不可欠である。上訴人が育児支援を依頼したことは、ビジネス上も理にかなっていた。この経費は「所得の獲得または生産を目的として」発生したものであり、したがって、第 18 条(1)項)d) 項の文言によって、第 9 条(1)項に基づく控除が排除されるものではない。

保育費は、個人的な性質を持つという理由で第 18 条(1)(h)に基づき事業経費として認められないものではない。多くの男性にとって、子育ての責任は労働時間や就労能力に影響を及ぼさないが、女性の場合、労働市場に参加することさえ、保育を確保できるかどうか完全に左右される可能性がある。過去には、支出に個人的な要素が含まれていても、多くの事業経費控除が認められてきた。子供を持つ女性経営者が負担する実際の費用は、決して架空のものではなく、考慮に値するものであり、事業から所得を得る、あるいは生み出すために発生したものであることに変わりはない。最後に、子育てには個人的な側面があるとはいえ、その負担の多くが依然として女性の肩にかかっていると看做す、この「選択」は社会全体が恩恵を受けるものである。」

なお、多数意見は当時カナダ所得税法では、少額とはいえ「保育費控除」があるので、保育費はそれで排他的に規律されている、というスタンスであったので、全く控除されなかったわけでもないのである。

なお、この判決から 30 年経った今、カナダは「カナダ全土の早期学習および保育 (Canada-wide Early Learning and Child Care)」システムに移行し、税制ではなく、より劇的に公的援助を増やし、「保育は個人の支出（または税の調整対象）ではなく、インフラ（公共サービス）である」という考え方へ移行しつつある。

さらに、ある支出が「家事」費かどうかは、その主体やその支出によって得られる経

済的効果などによって様々に異なる。

例えば、法人Aと個人業者Bと個人Cがそれぞれ1万円の「のこぎり」を購入した場合、この「のこぎり購入」のための支出であることは同じなのに、原則として次のように変わってくるのである。

まず①法人Aの場合（法人税）は、全額をその事業年度の損金として処理できるであろう。法人自体が事業のための存在なので、「のこぎり」は事業のために購入した工具として、「少額減価償却資産」になり、購入した事業年度に「消耗品費」などの勘定科目で一括して損金算入（経費化）されることになる。

次に、②個人事業者Bの場合（所得税）も原則として同じであるから、「のこぎり購入費」は必要経費になるが、全く事業内容と無関係で実際にも事業に使っていないときは経費性を否認することもありえる。

最後に③個人Cは購入費を原則必要経費に算入することはできないが、例外的に雑所得収入があり、そのために「のこぎり」を購入していれば経費性を持つことがあるのである。

要するに「のこぎり購入費」が常に経費であるとか家事費であるとかはいえずに、その主体と使用目的等によって変わってくるのである。どうして、保育料の場合だけは、家事費と決めつけることができるのかが極めて奇妙なことである。

では、それに対して「家事費」という概念よりより明確な判断基準があるかと言えば、一つだけありそうである。それは、収入の増減に影響のない支出か否かなのである。事業に関連して支出するものは、直ちになのか、あるいは、時間をおいてからなのかというタイミングの問題は別にして、収入の増減につながって行く。ある収入を得るために負担せざるを得ない支出は基本的に必要経費である。他方で、一般の人が観劇に行っても、そのことから演劇関係者でないかぎり、収入の増減には全くつながらない。この場合は、間違いなく家事費である。「家事」からの発想ではなく、その支出と収入の因果関係から判断すべきものなのである。

二 日本の所得税法における「必要経費」を考える前提（その2）

本稿で強調しているように、諸外国は必要経費などという狭い枠で議論することをやめ、もっと広く、子育て世帯全体に対する援助を行い始めている。必要経費という狭い枠だけで見ていると、外国でも必要経費ではないのだから、日本でも必要経費ではないという議論をする者が出てくると思われるが、全くあべこべであり、もはや子育ての費用は共稼ぎ世帯の経費としてではなく、共稼ぎかどうかに関係なく社会的に配慮しているからこそ、必要経費の分野で配慮の必要がなくなっているのである。

1 税制以外で問題を解決しているケース

世界を見渡すと宗教上の理由から女性の就労が事実上規制されているところも少なくないが、他方で、少子化の深刻度を懸念して、保育料などの費用を私的消費活動などと言ってはられない国も出てきている。

その代表例が韓国であり、2013年から、親の所得や就労状況に関わらず、0歳から5歳までのすべての子どもの保育料（幼稚園・保育園）が実質無償化されている。保育料は国が負担してしていることになる（金 明中「韓国における無償保育の現状や日本に与えるインプリケーション」ニッセイ基礎研究所(2019.3)など）。

さらに、現在のイタリアでも、保育料の支援を「税金の計算（確定申告）」から切り離し、「INPS（日本の年金機構にあたる社会保障機関）からの直接の現金給付（補助金）」をメインにするというアプローチに完全にシフトしている。親が認可保育園（公立・私立問わず）に支払った毎月の領収書を INPS のサイトにアップロードすると、後日、親の銀行口座に現金が直接振り込まれて（還付されて）戻ってくるが、親の収入に応じて還付額が変わる、というシステムを採用している。

国レベルではないが、自治体レベルで保育料の完全無償化を図っている地域もある。例えば、ドイツのベルリン州は 2018 年にドイツで初めて、0 歳から就学前までの保育料(Kita)を親の所得に関係なく無料にしており、他の州にもこの制度が広がっている。

このような国や地域の共稼ぎ世帯は保育料の私的負担がないのであるから、税法上の必要経費性の議論をすることなく、公的援助を受けていることになる。ここには、「保育は単なる個人の負担ではなく、将来の経済成長や税収基盤を支えるための『社会的な投資』である」という共通の理念があると言える。

我が国も 2019 年（令和元年）10 月から「幼児教育・保育の無償化」の方向が示されたが、0 歳児から 2 歳児までの保育料の無償化は「住民税非課税世帯」（本当に所得のない人と配当所得などを特定口座で受け取り、働かないでもすむ層）のみが対象とされているので、本件原告らのような共稼ぎ世帯は対象外になされている。日本は、保育を私的領域とは言ってはられない状況になってはいるものの、中途半端な状況になっており、それが課税のレベルでの旧態依然の姿勢につながっていると言える。

2 税法レベルでの取り扱いと保育料

次に保育料等の子育て関連費用を「税法上」どう取り扱っているか概観しておこう。というのは、何も必要経費にしなくても何からの優先的配慮から所得控除や税額控除を使って子保育料等を税法上考慮している国が多いからである。

このような場合、必要経費で議論する以前に負担は解消されているので、必要経費として検討されることがないのは当然ということになる。

(1) 税法と女性労働

女性労働をその国がどう理解しているかを知るには、税法からの考察がわかりやすいこともある。かつてはイギリスが女性を固有の納税者とはせずに、常に夫の所得に合算して課税してきたが、これは女性が少しでも稼ぐと男の所得に上乗せして課税することを意味するので、非常に高税率で課されることになり、女性の就労が抑制されることを意味してきた。

イギリスで、合算課税が廃止されたのは、サッチャー政権下の 1990 年であった。

トルコも長い間女性の就労率が非常に低い国として有名であったが、その原因に税制もあったことはあまり知られていない。

従来の制度では以前の制度では、すべての労働者に対して最低賃金を基準とした最低税額控除が与えられていたが、労働者本人に対する基本控除（最低賃金の 50%）に加えて、専業主婦（夫）などの「働いていない配偶者」がいる場合、追加で 10%の控除（扶養配偶者控除）が受けられていた。そこで、配偶者が少しでも働き出すとこの税額控除がなくなるため、女性の就労が抑制されてきた。

ようやく、2022 年 1 月、この制度が廃止され、代わりに、家族構成（配偶者の就労状況や子供の数）に一切関係なく、**すべての労働者の「最低賃金までの所得」を非課税とする制度**が導入された。専業主婦が働き始めても配偶者の税控除が減らなくなったため、既婚の第 2 稼得者（主に女性）が働くことへの税制上の障壁が完全に排除され、ようやく保育料の負担を国家がどう見るべきかが議論になっているところである（Silvia Domit, Yomna Gaafar, Duncan MacDonald, and Carolina Osorio-Buitron : Tax Reform, Subsidies, and Labor Supply: Lessons from Türkiye ; IMF Working Paper September 2025）。

(2) 税法上の優先的控除としての保育費

共稼ぎが普及するにつれ、先進諸国は保育を家庭内の仕事として純粋な家事費としてみることを反省しはじめ、アメリカの有名な 1939 年スミス判決(Smith v. Commissioner, 40 B.T.A. 1038 (1939)) のような男の論理を立法で修正し始めている。その際、必要経費の概念に明確に保育料を含めるような小手先の改革ではなく、子育て費を所得税法上も単なる私的支出ではなく、労働者の所得の担税力に大きな影響を与える要素として、所得控除や税額控除さらには給付で配慮するように変わってきている。もはや、経費かどうかの問題というよりも、女性労働を支える公的支出である点に視点を移し始めているのである。

そのいくつかを概観しておく（なお、各国の変遷の細かい資料等は意見書では省略することをご海容いただきたい）。

（a）アメリカ

1939 年以後も税務署と裁判所の必要経費の範囲をかたくなに狭めてきたことに対する世論の強い批判が政府を動かし、まず、アイゼンハワー政権下の「Internal Revenue Code of 1954（1954 年内国歳入法典）」において、初めて保育料の「所得控除（Tax Deduction）」を認めたのである。当時は低所得の寡婦（夫と死別・離別した女性）や一部の共働き世帯に限定された、ごく小規模な控除枠であった。

その後、フォード政権下の「1976 年税制改革法（Tax Reform Act of 1976）」によって、制度が大きく刷新され、所得から差し引く「所得控除」から、支払う税金そのものを直接減らす現在の「税額控除（Tax Credit）」へと強力な制度に生まれ変わり、対象者も大きく拡大されたのである。

（b）イギリス

日本人にはわかりにくいのが、保育料を経費として控除すれば、減ったであろう税金分を政府が補助してくれるシステムといえそうである。「Tax-Free Childcare（非課税保育制度）」という政府のオンライン口座に保育料として仮に 80 ポンド入金すると、政府が 20 ポンドを上乗せ（トップアップ）して 100 ポンドにするのである（子ども 1 人につき年間最大 2,000 ポンドの補助）。

こうして税率 2 割の所得層が必要経費にした場合と同じ経済効果をもたらしているわけである。

（c）フランス

フランスも長いこと伝統的な発想で、子育て＝「純粋に個人的・家庭的な支出（Dépenses d'ordre personnel）」であるとしてきたが、そうしているうちに深刻な「少子化」が進行したのはよく知られている。そのため、「保育料は経費か否か」といった税務上の理屈を超越し、「とにかく子育て世代の経済的ペナルティをなくさなければならない」という目標のために、税制を積極的に社会政策のツールとして活用しだしたのである。

しかも、当初は単なる税軽減措置だったが、これでは所得税を払っていない貧しい層が救われなどの批判が出て、いわゆる「Crédit d'impôt（給付付き税額控除）」に切り替えられた。我が国でも話題になっているが、この制度は単に税金を引くという意味に留まらず、「引くべき税金がゼロ（またはマイナス）になる場合、国がその差額を小切手

や振り込みで直接親に支払う（還付する）」制度になっているのである。

（d）ドイツ

ドイツは他の国々と比較すると、少し変わった実験をしている。必要経費そのものに手を加えたのである。

2006 年から 2011 年までの間、税法（所得税法）の条文の中に、明確に「事業経費のように(wie Betriebsausgaben)」または「職業上の費用のように(wie Werbungskosten)」控除できる、という特例が書きこまれ、同時に「支出額の 3 分の 2（子ども 1 人につき最大 4,000 ユーロ）を限度として」という制約も書き込んだのであった。

第 9c 条 (1) 納税者の世帯に属する子ども (...) の保育サービスに対する支出は、納税者の就労を理由とする場合、支出額の 3 分の 2（子ども 1 人につき最大 4,000 ユーロ）を限度として、事業経費のように (wie Betriebsausgaben) 控除することができ

しかし、この規定が入ると、どうして必要経費として 100%控除させないのだという訴訟が相次いだし、他方で、本当に子どもの保育期間に親が働いていたのか等の事実確認が大変になり、税務署がパンクしたのである。

そのため、2012 年の「税制簡素化法」によって、「『仕事の経費扱い (wie Werbungskosten)』という要件は廃止し、親が働いていようがいまいが、すべて平等に個人的な『特別控除 (Sonderausgaben)』という別の枠に移す」という大改革が行われ、共稼ぎ世帯の費用ではなく、子育て世帯全体への政策的配慮に変質したのである。

以上のように、我が国がよく比較の対象にする英米仏独は、共稼ぎ世帯の必要経費の枠ではなくて、子育て中の親への負担軽減という観点から税法上の配慮をしてきているのである。

さらに、北欧に目を移すと、もっと手厚い配慮に驚くが、ここではスウェーデンの RUT 控除のみを紹介しておこう

（e）スウェーデン（RUT 控除）

日本では家事代行サービスは完全にプライベートな出費だが、スウェーデンには「RUT（ルット）控除」という超有名な制度がある。これは、掃除、洗濯、庭の手入れなどの「家事代行サービス」を業者に依頼した場合、その『人件費の 50%』を最終的な税額から直接差し引いてくれる（税額控除）という制度である。「共働きを支援し、かつ家事代行というブラックマーケットになりがちな労働を、合法的なホワイト市場に引き摺り出す」という一石二鳥を狙った、世界中から注目されてきた制度でもある。

そもそも保育料などの負担が極めて少ない上に、夜間の急な仕事などで一時的に「ベビーシッター」を自宅に呼んだ場合も控除可能にしている（この制度の経緯を説明すると面白いが、必要経費論からは外れていくので、この程度の紹介に止める）。

このように意見書作成者が調べた範囲では、諸外国では①そもそも保育料負担を生じさせないようにするか、②負担させている場合でも、その分を所得控除なり税額控除を通じて、優先的控除している。働いていない場合も控除している点では、もはや必要経費とは言えないが、税法上の負担能力の観点からはもはや必要経費のレベルに止まるものではないことを社会が認めていることになる。

これに対して、我が国は、財政上も税法上も適切な配慮を欠き、共稼ぎ世帯が必要経費の枠内で争うしかないのが現状であり、しかも課税実務がこれを否定してる状態で、先進諸国のなかでは突出して保育料負担を無視している国であり、我が国に劣後するのは、税法上全く規定がないアフリカ諸国だけになってしまっているのである。

三 日本の所得税法における「必要経費」を考える前提（その3）

・・・定義規定の国際比較

さて、我が国の実務で幅広く活用され、納税者の必要経費の主張をことごとく否定する根拠として使われてきた、「事業との直接関連性」は日本所得税法の定義にもなく、その意味では租税法律主義のもそもそも反する解釈であるが、このことを主要諸国の必要経費の定義規定をチェックしながら確認しておこう。

（a）アメリカ

原文 (subsection (a))

” § 162. Trade or business expenses

(a) In general

There shall be allowed as a deduction all the ordinary and necessary expenses paid or incurred during the taxable year in carrying on any trade or business, including—

(1) a reasonable allowance for salaries or other compensation for personal services actually rendered;

(2) traveling expenses (including amounts expended for meals and lodging other than amounts which are lavish or extravagant under the circumstances) while away from home in the pursuit of a trade or business; and

(3) rentals or other payments required to be made as a condition to the continued use or possession, for purposes of the trade or business, of

property to which the taxpayer has not taken or is not taking title or in which he has no equity.”

邦訳（学説で広く用いられる訳）

「§ 162 条 事業経費

（a）通則

何らかの事業（trade or business）の遂行中に当該課税年度中に支払われ、または発生したすべての通常かつ必要な経費（ordinary and necessary expenses）は、控除として認められるものとする。これには次のものを含む——

- （1）実際に提供された人的役務に対する給与その他の報酬の合理的な範囲内の額、
- （2）事業の遂行のため自宅を離れている間の旅費（食費および宿泊費を含むが、状況に照らして贅沢または過大なものを除く）、
- （3）納税者が所有権を取得しておらず、または取得する予定がなく、もしくは持分を有しない財産について、事業目的のためその使用または占有を継続する条件として支払われるべき賃料その他の支払額。」

日本の所得税法との差異は、通常かつ必要な経費（ordinary and necessary expenses）な経費に制限することが明記されていることである。「通常」はその業界やビジネスにおいて、一般的で受け入れられている性質の支出であると言われているが、このような定義だと新規の事業を開発して誰も想像できなかった事業を行うための支出（これこそ、事業家の行うべきことだと考えるが）が排除されかねず、現代社会には適用しない定義規定であると筆者自身は考えている。

「必要（Necessary）」の概念は、そのビジネスにとって適切であり、役立つ支出であることが要件であり、「絶対に不可欠」であることまで求められてはいない。

（b）フランス

CGI 第 39 条 1 項 — 事業所得（BIC）の必要経費規定

原文（CGI Article 39, paragraphe 1）

"1. Le bénéfice net est établi sous déduction de toutes charges, celles-ci comprenant, sous réserve des dispositions du 5, notamment :

1° Les frais généraux de toute nature, les dépenses de personnel et de main-

d'œuvre, le loyer des immeubles dont l'entreprise est locataire.

Toutefois les rémunérations ne sont admises en déduction des résultats que dans la mesure où elles correspondent à un travail effectif et ne sont pas excessives eu égard à l'importance du service rendu. Cette disposition s'applique à toutes les rémunérations directes ou indirectes, y compris les indemnités, allocations, avantages en nature et remboursements de frais."

邦訳

「第 39 条 Ⅰ 項

純利益は、5 項の規定を留保の上、すべての費用（toutes charges）を控除して確定される。これに含まれるのは特に次のものである——

第Ⅰ号 あらゆる種類の一般経費（frais généraux de toute nature）、人件費・労務費、企業が賃借している不動産の賃料。ただし、報酬は、それが現実の労務に対応し、かつ提供された役務の重要性に照らして過大でない限度においてのみ、控除として認められる。この規定は、手当、補助、現物給付、費用償還を含む、すべての直接的・間接的報酬に適用される

この規定はアメリカとは異なり、「あらゆる種類の一般経費」と規定されているが、事業所得とは別に給与所得の経費規定も置いていることや法人税にも準用されることから抽象的定義に止まっていると言って良い。

所得税の経費としては次のⅠ 3 条の所得定義の方が理解しやすいともいえる。

原文（CGI Article 13, alinéa 1）

"1. Le bénéfice ou revenu imposable est constitué par l'excédent du produit brut, y compris la valeur des profits et avantages en nature, sur les dépenses effectuées en vue de l'acquisition et de la conservation du revenu." [Impôts](#)

邦訳

「第13条 1項

課税対象たる利益または所得は、現物による利益および便益の価額を含む総収入額が、**所得の取得および保全のために行われた支出**を超過する額をもって構成される。」

「所得の取得および保全のために行われた支出」が我が国の必要経費に相当するともいえる。

(c) イギリス

Income Tax (Trading and Other Income) Act 2005 - Section 34

34 Expenses not wholly and exclusively for trade and unconnected losses

(1) In calculating the profits of a trade, no deduction is allowed for— (a) expenses not incurred wholly and exclusively for the purposes of the trade, or (b) losses not connected with or arising out of the trade.

(2) If an expense is incurred for more than one purpose, this section does not prohibit a deduction for any identifiable part or identifiable proportion of the expense which is incurred wholly and exclusively for the purposes of the trade.

【日本語訳】

第34条 専ら事業のためではない費用及び関連しない損失

(1) 事業の利益を計算するにあたり、以下のものについては控除を認めない。

(a) 専ら事業の目的のために (wholly and exclusively for the purposes of the trade) 発生したのではない費用、又は

(b) 当該事業に関連しない、若しくは当該事業から生じたのではない損失。

(2) 費用が複数の目的のために発生した場合であっても、本条は、その費用のうち、専ら事業の目的のために発生したと特定できる部分 (identifiable part) 又は特定できる割合 (identifiable proportion) についての控除を禁止するものではない。

イギリスの税法は「ネガティブ・リスト方式（原則として控除を否認する形）」で書かれているのが特徴であり、「〇〇は経費になる」と定義するのではなく、「専ら事業目的でないものは経費にならない」と規定している。日本の家事関連費の規定に似ているが、私的目的が含まれている場合には原則としてだめだが(1項)、区分できる部分は按

分計算できることになる（２項）。

（d）ドイツ

ドイツの所得税法では、所得の種類によって経費の呼び名と根拠条文が分けられている。

給与所得者の経費：Werbungskosten（所得税法第 9 条 1 項）

「収入を取得、確保、および維持するための支出（Aufwendungen zur Erwerbung, Sicherung und Erhaltung der Einnahmen）」

事業所得者の経費：Betriebsausgaben（所得税法第 4 条 4 項）

「事業によって引き起こされた支出（Aufwendungen, die durch den Betrieb veranlasst sind）」

条文の表現は異なるが、現在ではどちらも「業務・事業との因果関係（berufliche/betriebliche Veranlassung）」があれば経費として認められるようになっており、あまり本質的な差はなくなっていると言われている。

これ以上、細かい各国の必要経費の範囲にはふれないが、各国の費用経費の規定を見る限り、「直接性」を必要経費の要件に明記してる国は見当たらない。内容的に類似しているものがあるとしても法律にきちんと制限規定が設けられているのである。

四 日本の所得税法における必要経費と保育料

以上述べてきたように、諸外国の必要経費規定を見て見ると、必要経費か否かの判断基準として各国とも共通しているのは、第一に、私的生活のための支出は必要経費ではないということ、第 2 に、事業活動から生じた支出は経費であることは明確だが、事業活動に関連して生じた支出をどこまで経費として認めるかについては、それぞれの所得税法において微妙に異なっている。一国の所得税法において、必要経費として何が認められるかは、それぞれの法律に規定されている要件に注目して検討しなければならず、日本の場合もそうである。このことを忘れて、被告は一般論のみに終始して議論する傾向があるが、これは租税法律主義の観点からして極めて問題である。

一般論で言えば、必要経費はかつての収入の増加に直結する支出のみを経費と認める狭い発想から、個人の私的生活であれば必要ない支出を仕事のために余儀なくされる支出までを広く認めるものへと徐々に変化してきていると言えるが、日本の所得税法の下において共稼ぎ世帯が余儀なくされる保険料が必要経費に含まれるのかを検討してみ

よう。

(1) 必要経費に業務との「直接関連性」を求めている定義規定はどこにもない。

まず確認しておく必要があるのは、欧米諸国の所得税法には「必要経費」の判断基準として「直接性」を求めるものはどこにもなく、必要経費の範囲を制限したい場合には、「通常」、「もっぱら」等の制限規定を明記していることである。これに対して、日本の所得税法の規定では売上原価には「収入を得るために直接要した費用」という限定があるが、販管費には債務確定基準以外の制約はなく、「業務について」生じた費用は広く経費にする扱いを条文上ははっきり示していることに留意しなければならない。

我が国の実務は条文上根拠のない制限を恣意的に設けて必要経費を違法に狭めてきたことになる。

(2) 日本の必要経費規定の成立経緯からして必要経費の範囲は広い。

日本が必要経費に売上原価の場合とはいえ直接性を規定しているのは、明治～昭和初期にかけて「確実に売上につながったと証明できるものだけを経費と認める」という極めて保守的で厳格な思想があったと思われる。

所得税法は明治 20 年に初めて導入されたが、この年の所得税法 2 条 2 項では必要経費について、次のように非常に限定的に列举していた。

「資産又ハ営業其他ヨリ生スルモノハ其種類ニ応シ収入金高若クハ収入物品代価中ヨリ国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価、種代、肥料、営利事業ニ属スル物件ノ借入料、修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雑費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス」

その後明治 32 年の改正で初めて「必要ノ経費」という概念が採用され、その具体的な範囲についても同法施行規則 1 条において次のように例示規定されていた。

「種苗、蚕種肥料ノ購買、家畜ノ飼養料、仕入品ノ原価、原料品ノ代価、場所物件ノ修繕費其ノ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他其ノ収入ヲ得ルニ必要ナル経費」

若干広がったものの、基本的には例示されているものに限定されるという色彩の強い規定であった。この規定が、昭和 22 年に本法に移され（法 10 条 2 項）、その後昭和 40 年の改正により現行法になるまで続いたのである。

昭和 40 年の所得税法の全文改正に際しては、当然必要経費の範囲についても検討された。改正の方向性を検討した昭和 38 年 12 月の税制調査会「所得税及び法人税の整備に関する答申」は次のように明確にそれまでの必要経費の考え方から抜け出す

方向性を打ち出したのである。

費用収益対応の考え方のもとに経費を控除するに当たって、所得の基因となる事業等に関係はあるが所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いをいかにすべきかという問題については、純資産増加説的な考え方に立って、**できるだけ広くこの種の経費または損失を所得計算上考慮すべし**とする考え方と、家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区分の困難な経費等はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方がある。

所得税の建前としては、事業上の経費と家事費とを峻別する後者の考え方もあるが当然無視することができないが、事業経費又は事業損失の計算については、**できる限り前者の考え方**を採り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考える

この指摘を受けて、昭和 40 年の所得税法は、必要経費の条文を改め、従来の例示方式を廃止し、包括方式に改めたうえで、現行法のように、直接性を要求するグループの条文と直接性を要求しないグループの条文とに書き分け、法人税法 22 条 3 項に対応するものとし、個人事業の場合も、法人の損金とほぼ同様に必要経費の控除の可能性を広げようというものであった。財務省関係者の次の指摘もこのことを物語っている。

「個人の事業経営から生ずる所得に関する限り、その「必要経費」は、法人税の「損金」、したがって、企業会計上の「費用」（「損費」）に準ずるものと考えることができる。そこでその範囲は、事業遂行上直接間接に必要な諸費用に及び、その必要性も不可欠ないし適切なものに限らず有益なものを含み、また、事業遂行上の目的意思をもたない事業用資産等の損失をも含むものと解される。」（植松守雄「所得税法における「必要経費」と「家事費」一橋論叢第 80 巻 5 号 585 頁。また、『注解所得税法四訂版』（大蔵財務協会・2005）923 頁にも同様の記述がある。）

現行の必要経費の規定はこのような思想をベースとしている。このように可能な限り、法人同様に経費性を認めようとして規定されたのに、実務が「事業との直接関連性」を入れて解釈適用してきたため、法人とは異なる個人事業の経費性を必要以上に狭めることになり、それが、共稼ぎ世帯の保育料などを必要経費から排除し、結果的に女性の社会進出を妨げてきたのである。それが、少子化社会の加速的展開と女性平等度 148 カ国中 118 位という哀れな日本の現状を生み出しているのである（世界経済フォーラム（WEF）「ジェンダー・ギャップ指数（男女平等達成度）・2025 年版」）。

被告が証拠として提出している論文等には、売上原価だけではなく、販管費にも「直接」が必要であるかのような主張があるが、全く論拠が示されていない。必要経費一

般論で抽象的に自己の思いを述べているに過ぎないと言わざるを得ない。もし、本当に立法者がそう考えていれば販管費にも「業務について直接」生じたものに限定して規定したはずである。

(3) 直接要件の問題は最高裁ですでに決着がついている。

我が国で正面から直接要件の有無が争われたのは、周知の通り、平成24年9月19日の東京高裁判決（税務訴訟資料 第262号－190（順号12040））及び国の上告を不受理とした最高裁平成26年1月17日決定（税務訴訟資料第264号－6（順号12387））で決着がついている。

本来この高裁決定に基づいて、被告は対応を改めねばなかったのに、影響の大きさを恐れてその後もかたくなに直接性を要求してきている。被告は準備書面2の4頁以下で長野地裁平成30年9月7日判決（及び東京高裁令和元年5月22日判決・税務訴訟資料 第269号－49（順号13272）、最高裁令和2年6月26日決定・税務訴訟資料 第270号－62（順号13422）、等）をあげて直接要件は最高裁でまで生きているかのような説明をしているが、日本所得税法の要件をよく理解しないまま、直接性だけで否認し続けてきているために起きている現象に過ぎない。

なぜならば、前者の弁護士副会長の事案は弁護士の誰かがそのような役職をやらねば弁護士自治が守られないので「業務について」生じた費用なので、これを否定するために「個人の弁護士業務」と直接の関係がないという理由で必要経費性を否定せざるを得なかったのであるが、後者のロータリー事件は事案としては直接性の有無で判断が分かれるものではなく、37条の「業務について生じた費用」かどうかの問題で議論が可能なのである。つまり、弁護士になれば大多数のものがロータリクラブに入らねば弁護士業務を維持できないのであれば、「業務について」の経費性をもつが、弁護士業務を行うために、ロータリクラブの会員にならねばならないわけではないし、多くの弁護士も入ってもいいことからすると「業務について」生じている支出とは原則として言いがたい。他方で、原則としてそうではあっても、当該弁護士の業務内容、専門性からして、入会することを余儀なくされるような要因があったかどうかで経費性が分かれてくると思われる。

共稼ぎ夫婦の保育料について言うと、この場合は業務を行うためには誰かが見なければならない。当事者がみれば保育料もかからないが収入もない。家事費とみなしたいのであれば、経費もゼロとみなすが、収入もゼロとみなすのが税法的な本来の発想である。夫婦が共稼ぎを決意し、子どもを預けると、それによって、家事を担っていれば生じなかった費用を「事業について」余儀なくされるのである。

(4) 保育料は家事費ではない。

従来しばしば混同されてきたのが、子育ての生活費用と保育料の混同である。子育て、保育は私的生活の一環として行うこともあるが、その場合、親は通常の生活費の中で子育て、保育を行うが、「保育料」などは負担しないのである。被告の主張を見ていると、保育料は家事費であり、子育て費用であるかのような錯覚に陥るが、日常的な子どもの世話にかかる費用などは保育園に預けている場合でも生じるのである。しかし、親が仕事のために保育園に預けることを決め、仕事を始めると、そのことによってはじめて保育料という「業務についての費用」が発生するのである。これは家事費ではない。このことを理解しない議論が多すぎるように思われる。

家事費はその支出が全く業務とは関係のない支出であり、その支出の有無によって業務上の収入等の増減が生じるものではないのである。

このように、共稼ぎ世帯の保育料は事業について生じてくるものであるもので、税法的には、夫婦が事業していることも確認しなければならないことになる（ドイツはこの手間がかかるので、特別控除に移した経緯がある）。これに対して、原告の保育料は、保護者が自治体に対して「保育の必要性」を基礎づける事情を申告し、特に就労を理由とする場合には就労状況申告書等を提出して「就労」を理由とする行政の認定を受ける必要もある制度であり、事業について生じた支出であることが前提ともなっている。したがって、必要経費性の調査済みの支出でもあると言えるのである。

(5) 衣食住にかかる費用でも経費になることがある。

衣食住の費用は経費ではない、という実務家が多いが、大きな誤解を含んでいる。このことをわかりやすく説明するために、フランスの例を紹介しよう。

フランスの必要経費の実額控除 (Frais réels) の中で、国は毎年「自宅での1食分の標準コスト (例: 約 5.20 ユーロ)」を発表する。これは、出張や、職場から自宅が遠くて外食せざるを得ない場合、この金額を超えた食事代を経費にするためである。人間たるもの、家にいても食費はかかるが、外食費から『自宅で食べた場合の標準的な自炊コスト』を差し引いた差額は必要経費だ、という発想である。必要経費というのは本来こう言う支出も含むものなのである。

日本所得税法の 37 条は、このことを「業務について生じた」費用として控除することを認める可能性を秘めているのである。

38 年答申でも示唆されたが、究極の難問は日本に多い私小説家のエッセイ等である。例えば、小説家三木という人の『私の食卓』と題する日々の食事にかかわる面白いエッセイがベストセラーになったとしよう。三木氏はこのエッセイを書くために珍

しい酒、珍味、高級な肉等を次々購入してエッセイを書いていた場合、この食費はすべて家事費でしかなく全額控除できないのだろうか。通常の家帯が払う食費分は家事費といえたとしても、このエッセイを書くために支出を余儀なくされたそれを上回る部分は経費性を持つのが本来の姿である。食事が「家事費」なのではなく、通常の食事は通常事業の収入の増減とは全く関係がないため家事費と言われているにすぎないのである。

当時の答申はこういう点まで検討課題として、将来にその具体化を委ねつつ、経費になり得るものであることを否定していないのである。

(6) 衣食住に関わる支出は経費ではない？ではこれは・・・

それでも、被告は衣食住に関わる支出をかたくなに否定すると思われるが、実は「業務について」の経費の中に堂々と人間の生活の費用を入れているのがある。

例えば、出張に伴い支出するホテル代などはどう説明するのか。厳密に言うと、出張先での業務そのものから派生する支出ではない。その業務を行うために出張先で寝泊まりするため費用であり、寝泊まりするのは人間誰でも行う。家でも寝泊まりはするのである。そのための費用がなぜ経費なのか、被告のいう業務に直接関係する支出になるのかきちんと説明願いたい。

理論的に言うと、直接性は問題なのではなく、家にいれば寝室の減価償却費ぐらいしかかからないのに、出張先でホテル等に泊まれば、家で寝るのと比較にならない高額な支出を余儀なくされるのである。この差額がまさしく『業務について生じた』経費なのである。実務ではホテル代の大部分が差額でもあるのでいちいち計算するまでもなく経費に入れているだけである。

(7) 本件原告の支出の経費性

本件原告は共稼ぎ世帯が保育料を負担することによって子どもを預け、そのことによって事業開始が可能になるという典型的なケースとはやや異なる面も有しているので、その点から見てどう言えるのかに言及しておこう。

まず、原告倉持さんの配偶者が本件課税期間中に育児休業を取得されていた点にこだわる意見があるかもしれないが、配偶者が第二子について育児休業を取った以上、第一子についても育児をすべきだというのはどこから来るのであろうか(子育ては本来女性が行うべきである等の所得税法等の規定があるというなら別であるが)。第二子について育児休業を取った場合でも第一子の状況その他の関係から保育料を払うことによって業務の開始が可能になるのであれば、「業務について」生じた支出であることには違いはない。倉持氏が保育料を払いながら、専ら旅行を楽しんでおり、業務をしていない

なら話が別になるだけのことである。業務を行うことにより余儀なくされる支出は「業務についての」経費である。

次に、原告松村は、個人事業主として事業所得を得つつも、雇用契約の職場から給与所得も得ている。この場合どちらも実額控除であれば、何の問題もないが、給与所得の場合は、「給与所得控除」しか控除されずに、この給与所得控除の中に必要経費の概算控除部分もあると説明されてきた。この前提に従うとしても、保育料のうち総収入のうち給与収入に対応する割合は給与所得控除で配慮されていることになり、総収入のうち事業収入に対応する部分は「事業について」生じた経費と解すれば良いのであって、特段の問題はないと思われる。

おわりに

戦後 80 年経っているのに、税制は未だに昭和 40 年をベースにして議論している。日本と言う国の現状を税制が象徴しているとも言えるが、行政がこれほど遅滞している状況の中で意見書執筆者としては、司法の判断に心からの期待をしたい。

意見書作成者・三木義一の経歴・業績等（2026（令8）年5月12日現在）

氏名 三木義一（MIKI Yoshikazu） 男 昭和25年5月3日生

学位： 博士（法学・一橋大学）1993年3月10日

学歴・職歴

1973年3月 中央大学 法学部法律学科卒業
1975年3月 一橋大学大学院 法学研究科公法専攻修士課程修了 修士〔法学〕
1975年11月 一橋大学大学院 法学研究科公法専攻博士課程退学
1975年12月 日本大学法学部助手
1980年4月 静岡大学 人文学部法学科専任講師
1980年10月 静岡大学 人文学部法学科助教授
1993年4月 静岡大学 人文学部法学科教授
1994年4月 立命館大学 法学部教授
2004年4月 立命館大学大学院 法務研究科教授
2009年2月 弁護士登録
2010年4月 青山学院大学 法学部教授
2014年4月 青山学院大学 法学部部長・大学院 法学研究科長
2015年12月 同大学学長
2019年12月 学長任期満了
2020年04月 定年退職
退職後 弁護士として活動

公的機関における活動

1998年4月～1998年10月 ドイツ・ミュンスター財政裁判所 客員裁判官
(Richter am Finanzgericht Münster)
1998年10月～1999年5月 土地政策審議会特別委員
2002年4月～2014年8月 滋賀県土地調査委員会委員・議長
2010年2月～2013年1月 政府税制調査会専門家委員会委員
(納税環境整備小委員会座長)
2017年4月～2020年3月 私大連理事
2018年10月～2020年3月 文科省学校法人運営調査委員
2017年5月～2023年6月 大学基準協会監事
2024年3月～2024年8月 東京女子医科大学第三者委員会委員

主な研究業績

『現代税法と人権』（勁草書房 1992 年 * 学位論文集）

『受益者負担制度の法的研究』（信山社・1995 年）

（* 藤田賞及び日本不動産学会著作賞）

『争点相続税法』（勁草書房・共編著）

『世界の税金裁判』（編著・清文社・2001 年）

『よくわかる税法入門(第 1 版)』（有斐閣・2001 年）

（* 第 5 版から編著にし、現在まで 20 版、継続中）

『日本の税金（第 1 版）』（岩波新書・2003 年）

『実務家のための税務相談・民法編（第 1 版）』（共著・有斐閣・2003 年）

『日韓国際相続と税－理論・実務・Q&A』（共著・日本加除出版・2005 年）

『相続・贈与と税（第 1 版）』（判例総合解説シリーズ）（信山社・2005 年）

『日本の税金（新版）』（岩波新書・新赤版 1359）（岩波書店・2012 年）

『日本の納税者』（岩波新書，新赤版 1544）（岩波書店・2015 年）

『日本の税金（第 3 版）』（岩波新書，新赤版 1737）（岩波書店・2018 年）

などの他、論文や啓蒙書等も多数ある。